産前産後期間相当分（４か月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- **令和５年11月１日以降に出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。**
  妊娠85日（４か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- **出産予定日の６か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。**

国民健康保険料の免除方法

- **その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**

	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が全て免除される訳ではありません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３か月前から６か月相当分が減額されます。

- **産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。**

令和５年８月	９月	10月	11月	12月	令和６年１月	２月
			出産月			

※令和５年11月に出産した場合、令和６年１月相当分の保険料のみが減額されます。

・・・対象期間

- **保険料が減額された場合、 払い過ぎになった保険料は還付されます。**

届出に必要な書類

❶ 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書
❷ 母子健康手帳などの出産予定日や単・多胎妊娠が確認できるもの
❸ 届出される方の本人確認ができる書類
❹ （別世帯の方が届出される場合）委任状

届出先

高松市役所　国保・高齢者医療課　国保資格賦課係　　TEL：087－839－2311
受付は市役所１階１０番窓口のほか、各総合センターでも行っております。
郵送での手続きも可能です。
申請書は高松市ホームページ「もっと高松」よりダウンロードできます。